

米議会での税制改革審議の現状と今後の見通し

- 米下院は本会議で税制改革法案を可決。下院案は恒久的な法人税減税や海外利益への減免措置などを盛り込む。
- 上院でも同時並行で税制改革審議が進む。上院財政委員会は上院の税制改革法案を承認し、上院本会議へ送付。
- 上院案には所得税減税の一時減税化やオバマケアの見直しなどが含まれ、上院での審議は難航が予想される。
- 上院での法案可決後は、両院協議会で下院案と上院案の調整が必要。法案審議は2018年までずれ込む可能性も。

米下院本会議で税制改革法案が可決

米下院は11月16日、本会議で下院案の税制改革法案の採決を行い、賛成227票:反対205票の賛成多数で法案を可決しました。野党・民主党は全議員が法案に反対し、与党・共和党からは13名の議員が反対票を投じました。

下院の税制改革法案には、恒久的な法人税減税(35%→20%)や所得税の簡素化、海外子会社の配当への非課税措置、海外蓄積利益の本国送金への軽減課税などの施策が盛り込まれています。

(関連マーケット・レター)

「米下院共和党が公表した税制改革法案の注目点」(11月7日)

上院での税制改革審議は難航が予想される

一方、上院でも同時並行で税制改革の審議が進んでいます。上院共和党が11月9日に上院の税制改革法案の概要を公表したのに続き、11月16日には上院財政委員会が同法案を承認し、本会議へ送付しました(図1)。今後は、上院本会議での税制改革審議が焦点となります。

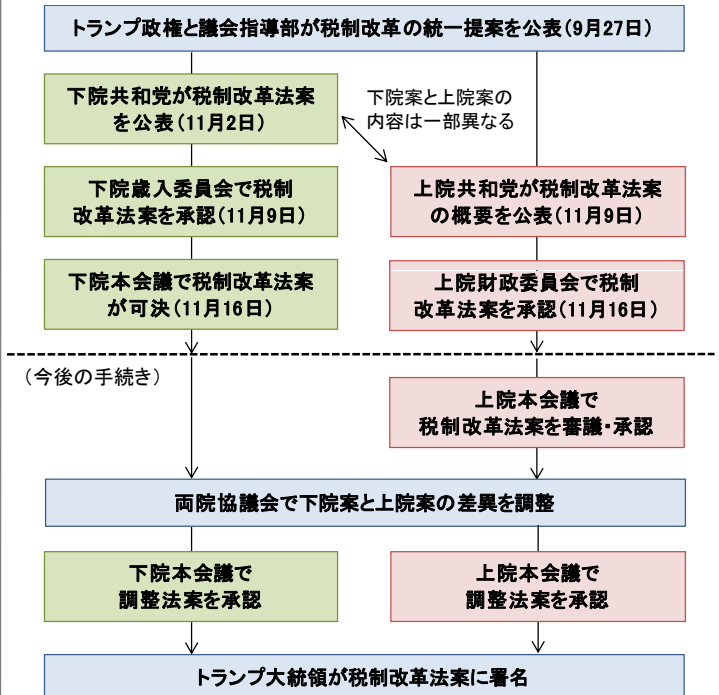
上院での共和党議席は52議席(全100議席中)に留まるため、民主党議員が全員反対した場合、法案可決には共和党議員の反対を2人までに抑える必要があります。

加えて、上院の税制改革案では、法人税減税を恒久化する財源を確保するため、所得税減税を一時減税とする措置やオバマケアの下での個人医療保険の加入義務を廃止する提案が盛り込まれており、上院での税制改革審議は難航することが予想されます(図2)。

上院案の可決後は両院での法案の調整が必要

上院本会議で税制改革法案が可決した後は、両院協議会で下院案と上院案の差異を調整し、調整案を再度議会の採決にかけする必要があります。共和党は年内の法案成立を目標としているものの、上院や両院協議会での審議は2018年までずれ込む可能性もありそうです。

図1:米税制改革を巡る議会審議プロセス



(作成)レグ・メイソン・アセット・マネジメント

図2:上院の税制改革案の主な特異点

法人税減税	法人税率引き下げは2019年より適用開始 (下院案は2018年より適用開始)
所得税減税	所得税減税は2026年以降は失効 7段階の所得税率の区分を維持(下院案は4段階に簡素化)
オバマケア見直し	オバマケアの下での個人医療保険の加入義務の廃止
住宅ローン利子控除	100万米ドルの住宅ローン総額の上限を維持 (下院案は上限を50万米ドルへ引き下げ)
地方税控除	地方税控除はすべて廃止 (下院案は地方税の固定資産税控除のみ1万米ドルまで維持)
各種控除	医療控除の維持(下院案は廃止) 育児控除を2000米ドル/1人へ引き上げ(下院案は1600米ドル)
相続税廃止	相続税の控除額を倍増し、相続税は維持 (下院案は2024年より相続税を廃止)

(作成)レグ・メイソン・アセット・マネジメント